

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

事業名 就労準備支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域福祉課 生活支援係 電話番号：058-272-1111(内 2648)

E-mail: c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 16,811千円 (前年度予算額：16,703千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	16,703	10,954	0	0	0	0	0	0	5,749
要求額	16,811	10,932	0	0	0	0	0	0	5,879
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

本事業はひきこもり等の長期間就労していない方を対象として、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業である。

また、新型コロナウイルス感染症の終息が見込めない中、生活困窮者からの相談は多いことが予想されるため、引き続き支援を行っていく必要がある。

(2) 事業内容

【就労準備支援事業】

- ア. 就労準備支援プログラムの作成 (就労準備支援員を配置し、協力事業者の開拓や支援対象者の課題の把握と支援方法の決定などを実施)
- イ. 日常生活自立に関する支援 (電話もしくは自宅訪問等による起床等の促し、身だしなみに関する助言などにより、適切な生活習慣の形成を促す)
- ウ. 社会生活自立に関する支援 (基本的なコミュニケーション能力の形成、ボランティア活動への参加等を通じて社会的能力の形成を促す)
- エ. 就労自立に関する支援 (就労体験の提供。模擬面接、ビジネスマナー講習などによる一般就労に向けた技法・知識の修得)

オ. 就職活動支援（職場定着に必要な支援を実施）

【就労準備支援事業交通費支援事業】

ア. 岐阜県生活困窮者学習支援拠点等利用支援事業費補助金

就労準備支援事業を実施する市が、事業に参加する生活困窮者に交通費を支給する場合に、その費用を県が補助する。

イ. 就労準備支援事業交通費支援事業費

県が生活困窮者自立支援法に基づき生活困窮者の自立相談支援事業を実施する郡部において、生活困窮者が就労準備支援事業に参加する場合に、必要な交通費を支給する。

（３）県負担・補助率の考え方

【就労準備支援事業】

○福祉事務所未設置の町村区域における実施主体は県。（法第４条②二）

○負担区分

（就労準備支援事業）国庫補助率 2 / 3（法第 15 条②一）

【就労準備支援事業交通費支援事業】

○市が実施する事業への県補助率：2 / 3

生活困窮者への交通費の直接支給に要する経費については国庫補助の対象外となっているが、同額の補助率を維持する。

（４）類似事業の有無

○県内では 16 市が就労準備支援事業を実施中。

○全国では、47 都道府県中 41 都府県で実施中（令和 2 年度現在）

３ 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	16,529 千円	就労準備支援事業委託費 16,399 千円 就労準備支援事業交通費支援事業委託費 130 千円
補助金	282 千円	各市への交通費補助金 282 千円
合計	16,811 千円	

決定額の考え方

「途中経過」または「予算案の決定（知事査定後）」
の公開の際に記載します。

事業評価調書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

記入しない項目欄は斜線を引いてください。

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 生活困窮者自立支援制度の任意事業である就労準備支援事業について、県内郡部を対象に実施する。
 ひきこもり等の長期間就労していない方を対象とし、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援していく。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R2 年度 実績	R3 年度 目標	R4 年度 目標	終期目標 (R)	達成率
						%
①						%
②						%

○指標を設定することができない場合の理由

当事業が必要な生活困窮者については、ひきこもり等の長期間就労していない方などであり、ニーズが潜在化しており、実態の把握が困難であるため、指標の設定は難しい。

（これまでの取組内容と成果）

令和2年度	<p>・取組内容と成果を記載してください。</p> <p>地域住民や民生委員等の情報提供、親族等からの相談や関係機関等の連携により、ニーズの把握を行うとともに、支援に繋ぐことができた対象者について、必要な支援を実施している。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響で、増加しつつある生活困窮者からの相談について支援を行っている。</p> <p>令和2年度には、ひきこもり等の長期間就労していない方の相談のうち、85件の支援プランの作成につなげることができた。</p> <p>令和3年度8月末時点ではすでに43件の支援プラン作成実績がある。</p>
-------	---

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断） 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 3	就労準備支援事業は任意事業であるものの、令和元年度の実施状況は全国の542自治体(60%)で実施されており、増加傾向にある。 当事業については、平成30年10月の法改正により、令和4年度までに当事業を実施することが努力義務とされている。 また、今後も増加が予想される生活困窮者からの相談に対応できる窓口として引き続き事業を行っていく必要がある。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	ひきこもり等の長期間就労していない方からの相談を適時実施することにより、支援プランの作成につながっており、確実に効果が出ている。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 1	関係機関や生活困窮者の支援を行っている事業者等と連携し、より効率的に支援を実施していく。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 ひきこもり等の長期間就労していない生活困窮者については、行政が把握しにくい支援対象者であるため、関係機関等と密接に連携した支援や掘り起しが重要である。 また新型コロナウイルス感染症の影響で生活困窮者となった方に対する支援についても充実させていく必要がある。	
---	--

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 新型コロナウイルス感染症の終息は見込めず、生活困窮者からの相談は今後も増加が見込まれるため、引き続き関係機関等との連携が必要。	
--	--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

なし